

敦賀市妊婦のための支援給付等事業

妊婦の方へ

R7.4.1 事業開始

敦賀市では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない伴走型の相談支援(妊婦等包括相談支援事業)と経済的支援(妊婦のための支援給付)を組み合わせた「妊婦のための支援給付等事業」を実施しています。



妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊婦や子育て家庭に対し、保健師や助産師等による出産・育児の見通しを立てるための面談やアンケートを実施し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

妊娠届出時

面談とアンケートを実施

妊娠6～7か月頃

面談とアンケートを実施
(面談は希望者のみ)

出産後

赤ちゃん訪問時に
面談を実施



妊婦のための支援給付（経済的支援）

妊娠された方に妊娠時と出産後の2回に分けて妊婦支援給付金を支給します。



支給金額

- ・1回目 妊娠1回につき 50,000円
- ・2回目 胎児（こども）1人につき 50,000円



支給対象者

- ・令和7年4月1日時点で妊娠中又は、令和7年4月1日以降に妊娠した方で、申請時点で敦賀市に住所を有し、妊婦給付認定を受けた妊婦または産婦



申請方法（下記2次元コードにてスマートフォンからも申請できます。）

- ・1回目 妊娠届出時の面談後に妊婦給付認定申請書兼妊婦支援給付金（1回目）請求書を提出
 - ・2回目 赤ちゃん訪問時の面談後に胎児の数の届出書兼妊婦支援給付金（2回目）請求書を提出
- ※同一の妊娠を理由として、他の市町村から出産・子育て応援ギフト又は、妊婦支援給付金の支給を受けている場合は対象外となります。



添付書類

- ・公的身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）の写し
- ・振込口座を確認できる書類（通帳、キャッシュカード）の写し

※胎児心拍確認後の流産・死産等の場合にも支給対象となりますので、その場合は、こども家庭センターにお問い合わせください。



詳細は敦賀市 HP で↓



<問合せ>

敦賀市こども家庭センター
(敦賀市役所1階子育て政策課内)
TEL (0770) 22-8223